

FAO / WHO 合同食品規格計画
第 36 回食品表示部会

日時 : 2008 年 4 月 28 日 (月) ~5 月 2 日 (金)
場所 : オタワ (カナダ)

議題

1.	議題の採択
2.	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について
3.	コーデックス規格案における表示事項の検討
4.	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	附属文書 2 の改訂案：表 3 (ステップ 7)
b)	改訂案：エチレンの追加 (ステップ 7)
c)	新規作業提案：附属文書 2 からのロテノンの削除
5.	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の修正案 (遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案)：定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 (ステップ 4)
6.	包装食品の表示に関する一般規格の修正案：原材料の量に関する表示 (ステップ 7)
7.	栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案 (ステップ 7)
8.	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議文書
9.	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地
10.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 4 月 26 (土) に「食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施について」に関する作業部会が開催された。

第36回食品表示部会（CCFL）概要

1 開催日及び開催場所

日 時：2008年4月28日（月）～5月2日（金）
場 所：オタワ（カナダ）

2 参加国及び国際機関

72加盟国、1加盟機関（EC）、27国際機関（参加者総数273名）

3 我が国からの参加者

農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長	新井 ゆたか
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長	池田 千絵子
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	西嶋 康浩
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 新開発食品保健対策室 衛生専門官	調所 勝弘
厚生労働省医薬食品局食品安全部参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局国際基準課 課長補佐	小出 純
農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長補佐	新藤 千絵

4 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

議題2b) FAO 及び WHO からの提出事項: 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略(The WHO Global Strategy on Diet, Physical Activity and Health)の実施について

WHOによって策定された本戦略の実施に関し、CCFLに対して栄養表示関係の事項についての検討が求められている。

部会では、本部会に先立ち開催された作業部会の結果が支持されるとともに、以下の事項が合意された。

① 1.2 栄養強調表示の義務化、1.3 栄養成分リストの拡大

栄養表示ガイドラインのセクション3.1及び3.2の改訂を新規作業とすることを総会に提案し、電子作業部会を立ち上げ、まず、WHOの戦略に基づく栄養素成分リストの拡大を検討し、義務化するための問題点等を把握する討議文書を作成することが合意された。

② 1.4 読みやすさの強化に向けた栄養表示方法の追加的基準

表示の読みやすさに関する規準及び原則を策定することを新規作業として総会に提案し、電子作業部会で検討することが合意された。

③ 1.5 非感染性疾患のリスクと関係する栄養素の栄養所要量（Nutrition Reference Value, NRV）策定

新規作業の提案は行わないこととされた。

④ 3.1 量的表示

WHO 戦略の実施にあたって修正されるべき食品表示に関するコーデックス規格の検討や CCFL によって行われるべき作業を特定する等の目的で、電子作業部会で討議資料を作成することが合意された。

また、次回 CCFL の直前に、①栄養成分リストの拡大や表示の義務化に関する問題点、②栄養表示の読みやすさに関する基準又は原則の策定、③WHO 戦略との関係で検討すべきコーデックスの表示規定を検討するため作業部会が開催されることとなった。

議題 4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン（ステップ 7）

① キウイ及びバナナの収穫後の追熟のために、エチレンの使用を可能とする文言を「有機生産の原則」に追加する修正案

原案どおりキウイ及びバナナの追熟目的に限った使用についてはステップ 8 に進め第 31 回総会に提出されることとされた。会議中に要望のあったその他の熱帯果実への適用については、科学的なデータを収集した後に再度検討（ステップ 6）することとされた。

② 魚毒性の強いロテノン（デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材）を、使用可能な資材のリスト（注）から削除するか、または、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加する新規作業の提案（我が国提案）

ロテノンの削除及び注釈の追加の両論を併記する形で第 31 回総会に新規作業提案として提出されることとなった。

（注）有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインには、有機食品の生産に当たって使用可能な資材 (Permitted Substances for the Production of Organic Foods) がリストされている。

議題 5 b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術 (GM/GE) 由来食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定（ステップ 4）

本ガイドラインの策定については、1993 年以降議論してきているものである。

本年 1 月に開催された作業部会では、既存のコーデックス規格等の GM/GE 食品の表示に関連しうる部分を基に GM/GE 食品表示についての文書（新ガイドライン案）を作成したが、タイトルや冒頭部分の書きぶりについての合意は得られなかった。

この結果をふまえ、米国は、①各国が異なる法律、規則、社会的枠組みの下で異なるアプローチをとっており、これまで長い間議論を続けてきたが合意の見込みもないこと、②新ガイドライン案にある既存の文書の関連部分を抜粋した表について、これを各国で GM/GE 表示について検討する際の参考とできるため別途ガイドラインを作る必要性が薄いとして、コーデックス文書の作成のための作業の中止を総会に提出することを提案し、アルゼンチン、メキシコ、カナダ等、多くの国や産業界側 NGO がこれを支持した。

これに対し、EC は、新ガイドライン案は 15 年間の議論の成果であり、従前のガイドライン原案と差し替えて議論を進めることを主張し、ノルウェー、マレーシア、ブラジル、ナイジェリア等多くの国がこれを支持した。我が国も、合意に向けた努力が必要であり、新ガイドライン策定に向けた作業を支持した。

新ガイドライン案を土台として作業を進めていくことに多くの支持があったことから、従前のガイドライン原案に代えて、これを基とした検討を進めていくことが合意されるとともに、新ガイドライン案のタイトルを、その性質に鑑み、「ガイドライン」ではなく「提言 (Recommendations)」とすることが合意された。

議題6 包装食品の表示に関する一般規格の改正案:原材料の量に関する表示(ステップ7)

第28回部会(2000年)より、「包装食品の表示に関する一般規格」の「原材料の量に関する表示」(セクション5.1)の修正について議論している。

修正案では、最終製品に対する使用原材料の割合を表示することになっている(例:100グラムのソースを作るのに120グラムのワインを使用する場合には、ワイン含有率120%という表示になる)が、この表示は消費者に混乱を引き起こすことから、このような場合には、「最終製品(ソース100グラム)を作るために必要な原材料の重量(ワイン120グラム)を表示してもよい(may)」との規定を追加する案が了承されるとともに、記載をより明確にするための脚注の追加等の変更を加えた上で、第31回総会において最終採択に付されることとされた。

議題8 規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料

コーデックス規格や各国の規格で定義された食品名(食品の一般名称、例:apple juice)を改変した名称(例:apple juice drink)を元の定義にあわない食品に使用していることが多いことから、消費者の混乱等を防ぐための文書の作成(新規作業)が必要ではないかとの問題提起があった。これを受け、新規作業の方向性等を検討するための討議資料を作成するため、前回、栄養価の違い等に検討範囲を絞った電子作業部会が設立されたものである。

電子作業部会報告では、食品の一般名称を一部の栄養成分の量を変更し栄養価が異なることとなった他の食品(新食品)に使用する場合に、消費者の誤認等を招かないため満たすべき条件を提示するための包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の改定すべき方向性及びこれを基とした新規作業の提案が含まれていた。

しかしながら、食品の一般名称を新食品に用いる場合は、その食品に不可欠な特徴を新食品でも維持することを原則としながら新食品にはある程度の多様性を認める複雑さや、国ごとに受け入れ可能な多様性が異なることから、食品ごとのアプローチが必要であるとの意見が多く、今回の報告を基とした新規作業の提案を総会へ提出することについては合意が得られなかった。このため、特に今回問題提起された作業範囲の明確化や他のコーデックス規格への影響を検討するため、再度電子作業部会が開かれることとなった(我が国も参加予定)。

(参考)

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案（キウイ、バナナに対するエチレンの使用）	8	・第31回総会
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案（その他の熱帯果実に対するエチレンの使用）	6	・各国コメント ・第37回CCFL
包装食品の表示に関する一般規格の修正案（原材料の量に関する表示）	8	・第31回総会
栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案	8	・第31回総会
包装食品表示に関連する一般規格の修正案（遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告案）：定義	7	・第37回CCFL
遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告原案	3	・第37回CCFL
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正原案（ロテノン）	1/2/3	・第31回総会 ・第37回CCFL
栄養表示に関するガイドライン修正原案	1/2/3	・第31回総会 ・第37回CCFL
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン：附属文書2：表3 改訂案	作業中止	・第31回総会
規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議文書	—	・電子作業部会（座長：カナダ）